

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日か
当るときは、そ
の翌日)

目次

- ◇条 例 鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇規 則 鳥取県営駐車場の管理に関する規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十三号

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例 (昭和四十六年十月鳥取県条例第三十九号) の一部を次のように改正する。

第二条の表中

町駐車場	米子市
町駐車場	倉吉市

鳥取県営万能町駐車場
米子市
を
鳥取県営万能
鳥取県営新

に改める。

第三条から第五条までを次のように改める。

(駐車料金)

第三条 午前八時から午後九時までの間における駐車場の利用については、別表に定めるところにより、駐車料金を徴収する。

2 午後九時から翌日の午前八時までの間(以下「夜間」という。)における駐車場の利用については、無料とする。

(損害賠償)

第四条 県は、夜間における駐車場の利用によつて生じた損害については、賠償の責を負わない。

(意見の聴取)

第五条 知事は、駐車料金その他駐車場の管理に関する重要な事項について定めようとするときは、あらかじめ、当該駐車場の存する市の長の意見をきかなければならない。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(管理の委託)

第六条 知事は、次の表の上欄に掲げる駐車場の施設設備の保全及び自動車の保管に関する事務をそれぞれ同表の下欄に掲げる者に委託する。

名称	委託先
鳥取県宮方能町駐車場	財団法人米子駐車場公社
鳥取県宮新町駐車場	財団法人倉吉駐車場公社

別表を次のように改める。

別表

普通駐車料金	一回三〇分(三〇分未満の端数は、三〇分とする。)につき五〇円をこえない範囲内で規則で定める額
定期駐車料金	一月につき四、〇〇〇円をこえない範囲内で規則で定める額

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び第六条の改正規定中鳥取県宮新町駐車場に関する部分は、規則で定める日から施行する。

規 則

鳥取県宮駐車場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十一号

鳥取県宮駐車場の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県宮駐車場の管理に関する規則(昭和四十六年十一月鳥取県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

(駐車料金の額)

第二条 駐車料金の額は、当分の間、別表のとおりとする。

(駐車料金の徴収等)

第三条 普通駐車料金は、駐車場の利用のつ度又は様式第一号による回数駐車券を発行して徴収する。

2 定期駐車料金は、様式第二号による定期駐車券を発行して徴収する。

3 前項の規定により発行する定期駐車券の枚数は、当該駐車場の自動車の収容可能台数の二分の一に相当する数の範囲内で知事が別に定める枚数とする。

4 既に発行した回数駐車券及び定期駐車券については、払戻しを行わない。

(駐車場の利用)

第四条 午前八時から午後九時まで(以下「有料時間」という。)の間において駐車場を利用する者(定期駐車券により駐車場を利用する者を除く。)は、駐車場に自動車を入れる際に様式第三号による駐車整理券の交付を受け、駐車場から自動車を出す際にこれを提出しなければならない。

2 有料時間内において定期駐車券により駐車場を利用する者は、駐車場

に自動車を入れる際及び駐車場から自動車を出す際にこれを提示しなければならぬ。

附則の次に次の別表を加える。

別表

普通駐車料金	一回三〇分(三〇分未満の端数は、三〇分とする。)につき五〇円。ただし、一時間をごえるときは、そのこえる時間一時間(一時間未満の端数は、一時間とする。)につき五〇円
定期駐車料金	一月につき四、〇〇〇円

備考 回数駐車券による場合は、回数駐車券十二枚について二枚分を割り引くものとする。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号

備考 この券面には、
淡緑色で、次の字
模様を印刷する。



8センチメートル
2.3センチメートル
2.3センチメートル
2.3センチメートル
2.3センチメートル

回数駐車券	No.
領 収 書	
切り離れた券片は、この領収書 を所持されないと無効です。	
金 500円	
上記の金額を領収しました。	
鳥 取 県	
鳥取県営	駐車場

回数駐車券	No.
50円	
鳥取県営	駐車場 (12終)

回数駐車券	No.
50円	
鳥取県営	駐車場 (11)

回数駐車券	No.
50円	
鳥取県営	駐車場 (2)

回数駐車券	No.
50円	
鳥取県営	駐車場 (1)

5.4センチメートル

様式第3号

(表)

駐車整理券(控) No. <input style="width: 100%;" type="text"/> 車両番号 <input style="width: 100%;" type="text"/> 入場時刻 鳥取県営 駐車場	領 収 書 No. <input style="width: 100%;" type="text"/> 車両番号 <input style="width: 100%;" type="text"/> 下記の金額を領収 しました。 鳥 取 県 <input style="width: 100%;" type="text"/> 鳥取県営 駐車場 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>駐車現金</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	駐車現金	千	百	十	円	回数				枚	料金					領 収 書 No. <input style="width: 100%;" type="text"/> 領収日付印 <input style="width: 100%;" type="text"/> 鳥取県 <input style="width: 100%;" type="text"/> 鳥取県営 駐車場 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>駐車現金</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	駐車現金	千	百	十	円	回数				枚	料金				
駐車現金	千	百	十	円																												
回数				枚																												
料金																																
駐車現金	千	百	十	円																												
回数				枚																												
料金																																

7.4センチメートル 7.4センチメートル 7.4センチメートル

10.5センチメートル

(裏)

ご注意 1 前葉の駐車整理券は、自動車の預り証で すから、本券と切り離さずたいせつに保管 してください。 2 駐車整理券の持参人に限り、同券に記載 された車両番号の自動車を駐車場から出す ことができます。 3 駐車整理券及び本券は、自動車を駐車場 から出すときに、必ず係員に提出するとと もに、駐車料金を納付してください。	駐車整理券 No. <input style="width: 100%;" type="text"/> 車両番号 <input style="width: 100%;" type="text"/> 退場時刻 入場時刻 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>駐車現金</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 鳥取県営 駐車場	駐車現金	千	百	十	円	回数				枚	料金				
駐車現金	千	百	十	円												
回数				枚												
料金																

様式第二号の次に次の二様式を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県営駐車場の管理に関する規則に定める様式による回数
駐車券の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。